

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 2 月 2 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 牛島 洋(公印省略)

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 安否確認システムサービス提供業務 一式
- (2) 調 達 仕 様 業務仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 業務仕様書による。
- (4) 履 行 場 所 業務仕様書による。
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「ソフトウェア開発」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務仕様書を踏まえ、プライバシーマークの付与認定を受けた事業者またはISMS認証取得事業者を証明した者であること。また、政府情報システムのためのセキュリティ制度(ISMAP又はISMAP-LIU)に登録済または登録手続き中であることを証明したシステムであること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電話 045-277-0133
FAX 045-277-0218
宅配便着払いによる交付
任意書式に「安否確認システムサービス提供業務一式入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記あてFAX送信すること。

メールによる交付
任意書式に「安否確認システムサービス提供業務一式入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等
 仕様に記載の質疑事項等に関するお問い合わせは、令和5年3月8日までに、当説明会事務局（〒100-0001 東京都千代田区新大塚1-1-25）へお申し込みください。なお、当説明会事務局へお問い合わせの際は、必ず「入札説明会」の旨を明記し、お名前、所属、お問い合わせの件名を記載してください。また、当説明会事務局へお問い合わせの際は、必ず「入札説明会」の旨を明記し、お名前、所属、お問い合わせの件名を記載してください。また、当説明会事務局へお問い合わせの際は、必ず「入札説明会」の旨を明記し、お名前、所属、お問い合わせの件名を記載してください。
5. 証明に関する事項
 (1) 証明書等
 (2) 提出場所
 (3) 提出期限
 競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければなりません。入札説明書による。3. に同じ。令和5年3月16日 12時00分
6. 入札の日時及び場所等
 (1) 入札の日時及び場所
 令和5年3月24日 11時00分
 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
 テクノウェイブ100
 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
 (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 令和5年3月23日 17時00分
 3. に同じ。
7. その他
 (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
 (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 (4) 契約書作成の要否
 要。
 (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
 (7) 詳細は入札説明書による。
8. 契約に係る情報の公表
 (1) 公表の対象となる契約先
 次の及びいずれにも該当する契約先
 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{注1}として再就職していること
 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{注2}
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
 注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
 (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契

約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
当機構における最終職名及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び
当機構との間の取引高
総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のい
れか3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報
契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）
直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について
は原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構
が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、
所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約
の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます
ので、ご了承ください。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等
における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国
立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金
額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。
公的研究費の不正防止関係書類（公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につ
いて、国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、誓約
書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願い
します。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出
していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 安否確認システムサービス提供業務

2. 業務目的 請負業者が保有する自動メール発信機能及び自動集計機能が備わった安否確認システムのサービス提供を受けることにより地震等の災害が発生した場合、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）役職員・契約職員及びその家族の安否確認、事業所の状態を携帯端末及び各種PC等を用いて迅速かつ容易に行うことを目的とする。

3. 業務場所 サーバーの設置場所については請負業者任意の場所（日本国内）とする。
但し、別紙「仕様書細則」の条件を満たすこと。

4. 業務期間 自) 令和 5年 4月 1日
至) 令和10年 3月31日

5. 業務内容

要求するシステムの概要

事前に登録した地域に、機構が指定した震度以上の地震が発生した場合、予め登録した安否確認対象役職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の携帯端末等のメールアドレスへ自動的に安否確認メールを一斉送信することにより、同メールを受けた職員等がメールの返信やWEB上で項目を選択し、安否の報告を行い、安否の結果については、職員等別に一覧表を作成・出力が可能なシステムであること。

なお、システムの提供形態は、請負業者が本仕様で要求する機能を満たしているシステムを既にサービスとして広く提供しているものを利用するものとする。

詳細は別紙「仕様書細則」のとおり。

6. その他 詳細については機構担当者の指示に従うこと。

- (1) 本仕様書における各事項は現時点で想定されるものを記述したものであることから、今後、機構の業務の都合により事項を変更する必要がある

場合は機構担当者と協議の上、その指示に従うこと。

- (2) 本業務で知り得た公開情報を除く情報、資料等は本業務内でのみ使用するものとし、その他の業務で使用しないこと。また、本業務の終了時には機構担当者の指示に従い、それらの資料、情報等の全てを破棄又は返却すること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定した機関において「プライバシーマーク」の付与認定を受けた事業者またはISMS認証取得事業者であること。
- (4) 政府情報システムのためのセキュリティ制度（ISMAP 又は ISMAP-LIU）に登録済または登録手続き中であること。
- (5) 情報の漏えい、改ざん、消去等が発生した場合及びシステム障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について直ちに機構担当者に報告すること。
- (6) 請負業者が機密情報を外部に漏えいし、又は外部に持ち出したこと等に起因して機構が損害を被った場合、機構は請負業者に対して損害賠償を請求し、かつ機構が適当と考える必要な措置をとることができる権利を有する。

仕様書細則

1. 安否確認メールの配信等

- (1) 事前に登録した地域で震度5強以上の地震が発生した場合、予めシステムに登録を行った安否確認対象役職員及び契約職員(以下「職員等」という。)の携帯端末及び各種PC等のメールアドレスに安否確認メールを請負業者が自動的に一斉配信できるシステムであること。
- (2) 新型インフルエンザなどの感染症及び地震以外の自然災害が発生した場合に、システム管理者(以下、管理者)が予めシステムに登録を行った職員等の携帯端末及び各種PC等のメールアドレスに安否確認のためのメールを一斉送信できるシステムであること。
- (3) 上記(1)、(2)により、メール送信を受けた職員等が同メールの返信やWEB上での項目を選択することにより、安否を報告し、管理者においてシステム上での安否状況の集計、出力が可能なものであること。
- (4) 簡易な操作により、安否確認が出来ない職員等又は特定の職員等に対して管理者が追加等のメール送信が可能なものであること。また、未回答者へ再度、安否確認メールを一定間隔で自動再送信することができる機能があること。
- (5) 災害等発生時等に簡易な操作で携帯端末から職員と家族間での安否が確認できるシステムであること。
- (6) 安否確認の連絡先登録については、職員等本人が登録し、職員等1名につき、安否確認メールを送信することができるアドレス等を2つ以上登録できるものであること。なお、職員等本人により登録されたメールアドレス等については、システム管理上表示をさせない仕様とすること。
- (7) 想定している災害等の発生時以外でも、管理者及びグループ管理者はシステムを業務上必要な連絡等に使用可能なものであること。
- (8) 災害訓練をシステムの的に予約することができ、予定日時になると、請負業者が自動的に災害訓練用の一斉メール配信を行うことができること。

2. 登録・集計方式等

(1) 登録方式等

安否及び事業所の状態の登録方式は携帯端末やPCのブラウザメニューに従い、選択する方式、メールを送信する方式、電話による音声自動応答方式など複数の方式に対応していること。

なお、電話による音声自動方式を上記の複数の方式として選択する場合及び、標準仕様となっているサービスを提供する場合は、仕様書細則 9.(3)電話への通知予定数を参照のこと。

安否及び事業所の状態の登録項目は下記集計で例示した区分と同一のものとする。但し、固定電話による安否登録の場合は、「本人の安否」「出勤の可否」についてのみの分類でも可能とする。

(2) 集計

職員等からの安否報告は、下記の例示と同等の区分で分類された一覧表により集計できること。

地震等の自然災害の場合

- ・本人の安否：「安全」「軽傷」「重傷」など
- ・出勤の可否：「出勤可」「出勤不可」「出勤済」など
- ・家族の安否：「不明」「全員無事」「負傷者有」など
- ・事業所の状態：「無事」「全壊」「半壊」「不明」など
- ・コメント：必要に応じて職員等がメモとして入力可能なこと。

3. 閲覧等

(1) 一覧表の閲覧については、管理者及びグループ管理者がID、パスワードを入力する方法等にてPC端末及び携帯端末から閲覧・出力できるものとする。但し、グループ管理者については管理するグループ及びグループに属する職員等の集計のみ閲覧できるものとする。

(2) 家族間の安否確認については、当事者間でしか閲覧できないような措置を講ずるものとする。

4. メンテナンス機能

管理者が職員等データの追加、削除及び変更作業がWEB上で簡易に行える機能を有すること。

5. セキュリティ対策

(1) 情報漏えい対策として、安否報告等の集計データ等は、原則サーバー側にデータを蓄積させ、管理者から参照するものとする。

(2) 個人情報及び管理機能部分においては、SSLによる暗号化機能を付加したプロトコルでサーバーとブラウザ間の通信を暗号化するものとする。

(3) 本システムを利用するに際し、不正なパスワードが連続投入された場合は、その

パスワードを無効にするものとする。

6．保守・運用監視要件

契約期間中は24時間、本サービスの運用監視及び保守を行うこと。

7．サーバーの設置場所及びバックアップ体制

- (1) 主となるデータセンターから離れた場所にバックアップセンターを設置、運用し、機構本部のある首都圏及びその周辺で直下型地震が発生した場合でもシステムが運用できる体制を確保すること。また、ネットワークは二重化による運用とする。
- (2) データセンターの建物は震度7相当の地震が発生しても建物が倒壊しない構造とすること。

8．操作マニュアルの作成の実施

携帯端末及びPCからシステムを容易に操作できるよう、管理者用、一般利用者ごとにマニュアルを作成し閲覧が可能とすること。なお、契約期間中にシステムの利用方法に変更等が生じた場合は、その都度マニュアルを作成し変更するものとする。

9．予定利用数（利用者数、登録事業所数、電話通知数）

- (1) 安否確認サービス利用予定者総数：1,900人

上記人数に以下を含んで利用できるようにすること。

| | |
|-----------------------|------|
| システム管理者権限 | 1人 |
| 標準管理者権限（機構全体の管理権限） | 30人 |
| 部門管理者権限（各部門ごとの安否集計権限） | 50人 |
| 家族安否確認利用者 | 180人 |

標準管理者及び部門管理者の同時アクセス数は20人までとする

- (2) 登録事業所数：60カ所以上

上記事業所数に対応するよう、階層づけして組織設定ができるようにすること。
階層は2段階以上設定できること。

- (3) 電話への通知予定数

電話による音声自動応答方式を利用した場合の予定数であり、参考情報とする。

固定電話あて 250件/年

携帯電話あて 1,000件/年

10. その他

- (1) 本仕様に疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 予定利用数は過去の使用実績に基づき算出したものであり、契約期間における予定利用数を補償するものではない。